

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 13 日現在

機関番号：14501

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2015～2015

課題番号：15H06397

研究課題名(和文) 清代外モンゴルにおける牧地紛争の研究

研究課題名(英文) Studies on Pasture Conflicts of the Outer Mongolia during the Qing Period

研究代表者

朝魯孟 格日勒 (CHAOLUMENG, Gerile)

神戸大学・国際文化科学研究科・研究員

研究者番号：50759355

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：本年度は、主に以下の研究成果を成し遂げた。

(1) 清代外モンゴルのツェツェン・ハン部とトシェート・ハン部が接する盟界の画定経緯の解明に取り組んだ。その結果、乾隆55(1790)年にラワンドルジらの在地モンゴル人王公によって東部2盟間の牧地境界が初めて画定され、両盟間の牧地紛争が終息できたことが明らかとなった。

(2) 牧地境界画定から見た遊牧民の遊牧実態の解明といった課題の一端として、清代外モンゴルにおけるイフシャビ(外モンゴルの最高活仏の隷属民)の遊牧状況を検討した。その結果、旗の一般平民と同様に、イフシャビの遊牧も基本的に特定の旗の枠内に制限されたことが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：(1) I studied to clarify the demarcation process of the border of Secen Qan Ayima with Tusiyetu Qan Ayima. It is revealed that the border of the eastern two Ayima s was originally demarcated in 55-th year (1790) of Qian Long 乾隆 by Lawangdorji, and the pasture conflict between the two Ayima s were finally settled.

(2) I examined the nomadic usage of Yekesabis of the Outer Mongolia during the Qing period. From the middle and end of the Qing period, Yekesabis have gradually lost their liberty to live in the pastureland of the four Ayima s of the Outer Mongolia.

研究分野：東洋史

キーワード：清朝 外モンゴル 牧地紛争 紛争処理 境界画定 イフシャビ 遊牧状況

1. 研究開始当初の背景

清代外モンゴルにおける牧地紛争に関する研究は、2種類に分けられる。1つは、清朝政府による政策や行政区画といった視点から牧地問題を考察した研究であり、最も代表的な研究として、岡 1988 (「ハルハ・モンゴルにおける清代の盟旗制支配の成立過程—牧地問題を中心として」『史学雑誌』) が挙げられる。もう1つは、牧地紛争自体や牧地紛争の処理状況等に着目した研究であり、ロブサンドルジ 2004 (「モンゴルにおける土地関係の伝統 (古代から 20 世紀初頭まで)」、小長谷有紀 辛嶋博善 印東道子編『モンゴル国における土地資源と遊牧民—過去,現在,未来—』)、ゴンゴル 1978 (『Халх товчоон II』) 等モンゴル国の研究者による諸研究が典型的となる。

岡 1988 には評価すべき点が多数ある。岡氏は、清朝の盟旗制度の諸要件の1つである牧地固定の状況に関する考察を通じて、牧地問題においては、盟旗制度が、約 100 年の長い年月をかけて、外モンゴルに徐々に導入された行政システムであることを明らかにした。また、清朝による外モンゴルの牧地画定権への干渉が全面的に確立され、牧地の西方拡張問題をめぐる衝突の発生を危惧した清朝皇帝が外モンゴルへの支配を強化した問題も論じている。一方、ロブサンドルジ 2004 は、牧地紛争を 10 種類に分類し、また、ゴンゴル 1978 は、皇帝による官員派遣や紛争当事者の対面等で紛争処理が図られていたと指摘している。

しかしながら、如上の諸研究には以下の課題が残されている。まず、岡 1988 では、(1) 外モンゴルにおける盟や旗の牧地境界が具体的にどのように画定され、当時のモンゴル王公や遊牧民たちがモンゴル遊牧社会における歴史上初めての出来事となる牧地境界の画定にどう向き合ったのか、(2) 在地のモンゴル王公らは清朝皇帝による遊牧地分配に従うのみで、それに関与していなかったのか、といった問題が解明されていない。これらの問題の解明は、清朝の外モンゴル地域への支配強化の実状を検討する上で、重要な作業の1つとなる。次いで、ロブサンドルジ 2004 とゴンゴル 1978 からは、当時の牧地紛争がいかなる理由で勃発し、またいかなるパターンで展開して、最終的にいかにして解決されたのかといった具体的な諸問題を理解するための十分な情報が得られない。牧地紛争の実態を解明するためには、これらの諸問題を実証的に検討する必要があると考えられる。総じて言えば、外モンゴルに対する清朝の統治プロセスを把握・理解する上で、その根幹となる牧地紛争問題を取り上げて盟や旗の境界画定の経緯等を詳細に考察する

ことは歴史学上の最も重要な課題となり得るが、1990 年代以前のモンゴル国における一次史料の公開状況等のため、それに関する研究は数少ない。

これまでの研究においては、上記の先行研究と問題点に鑑み、清代外モンゴルにおける牧地紛争、あるいは盟や旗の境界画定といった問題を、単一的な視点ではなく、総合的な視点で捉えることとし、牧地紛争と境界画定との相関関係に研究の力点を置き、今までほとんどなされてこなかった現実の牧地紛争やその処理等についての実証的な検討を行ってきた。とりわけ、外モンゴル 4 盟のうち、中部 2 盟に焦点をあて、検討を行った結果、牧地紛争の発生形態、処理過程等といった詳細な実態が明らかとなり、従来の研究で強調されてきた、乾隆 46 (1781) 年の盟界画定作業とは、初期段階における牧地境界の大まかな画定に過ぎず、嘉慶 10 (1805) 年のトシェート・ハン部諸旗の境界画定も完全に施行されたとは言い難いことがわかった。つまり、清朝の盟や旗の境界画定政策は、各地域で発生した盟旗間の牧地紛争が各々終息していく過程で、長期間をかけて徐々に外モンゴルへ浸透・定着していったという新たな見解が提示された (拙稿 2014-2015a, 2014b, 2015b¹)。

2. 研究の目的

これまでの研究成果を発展させるためには、清代外モンゴルにおける長期にわたる大がかりな牧地紛争や小規模な牧地紛争といったより多くの紛争事例を収集し、その紛争処理過程を詳細に検証して、外モンゴルにおける盟、旗の境界画定政策に対する論証をさらに深めることが必須である。具体的には、下記の 2 つの課題の解決に取り組む。

(1) 外モンゴルの東端に位置するツェツェン・ハン部 (盟) の牧地境界 (盟界) 画定の解明。

(2) 外モンゴルにおける牧地境界画定か

¹ 朝魯孟格日勒 2014-2015a 「清代外モンゴルのトシェート・ハン部内における牧地紛争処理—嘉慶 10 (1805) 年から同治 5 (1866) 年におけるトシェート・ハン旗と左翼後旗との境界画定の経緯— (上・下)」『日本モンゴル学会紀要』, 上: 44 号, pp.19-37, 下: 45 号, pp.39-53、朝魯孟格日勒 2014b 「清代外モンゴルにおける牧地紛争の発生形態—中部二盟の諸事例を中心に—」『内陸アジア史研究』, 29 号, pp.85-110、朝魯孟格日勒 2015b 「清代外モンゴルにおけるトシェート・ハン部、サイン・ノヤン部間の牧地紛争処理—乾隆 41 (1776) 年から道光 27 (1847) 年にかけての境界画定の経緯—」『東北アジア研究』, 19 号, pp.27-57。

ら見た遊牧民の遊牧実態の解明。

これまでの研究成果、及び、上記の(1)より得られる研究成果を総括することで、清朝の外モンゴルにおける盟・旗の境界画定事業の実状が明らかとなる。これは清朝による外モンゴルへの実質的な統治支配の定着状況の解明に繋がっていくだろう。加えて、上記の(2)における盟や旗の境界画定事業が、遊牧民の生活、伝統的な遊牧という生業形態に与えた影響等を解き明かすことで、当時のモンゴル遊牧社会のありさまが再現できると考えられる。

3. 研究の方法

(1) モンゴル国立中央文書館、モンゴル国立中央図書館や中国内モンゴル文書館所蔵のモンゴル文・満洲文公文書や地図の一次史料を利用する等、実証的な研究方法を用いる。

(2) 時間軸上、清朝支配期のうち、史料が乏しい初期を除き、公文書史料によって実状をうかがうことのできる中期と末期をなるべく網羅できるように工夫する。

(3) 紛争の発生や経緯等を正確に分析し、その全体像を再現させるために、個々の牧地紛争に対する全ての公文書史料の入手を目指す。

(4) 史料分析の面においても工夫を凝らす。具体的には、入手した公文書の中の記述に基づいて、境界となるオボー(石積み)の位置を牧地図上に明記し、実際の境界の位置が牧地図からわかるようにする。同時に、異なる時期に建てられた各境界線を1つの地図上に描き出すことによって、清朝外モンゴルにおける境界線の変遷を示す。さらに、遊牧民にとっての牧地境界線の存在や境界画定に伴う遊牧生活の変化等を如実に反映させるために、公文書中に出現した遊牧民の供述に着目し、その事実関係を見極めながら、分析・検討する。

4. 研究成果

本年度は、主に以下の研究成果を成し遂げた。

(1) 上記の研究目的で挙げた1つ目の課題である清代外モンゴルのツェツェン・ハン部の盟界画定過程の解明に取り組んだ。具体的には、モンゴル国立中央文書館所蔵の公文書と牧地図等の一次史料を用いて、まず乾隆37(1772)年のシレー・ノール会盟におけるツェツェン・ハン部の牧地状況を俯瞰した上で、ツェツェン・ハン部が乾隆46(1781)年の盟界画定地域の対象とならなかった理由を考察した。その結果、①シレー・ノール会盟は、サイン・ノヤン部の牧地調整を利するだけに留まらず、結果的にツェツェン・ハン部の牧地拡張まで誘発してしまったこと、②

ツェツェン・ハン部における牧地不拡張や牧地問題・紛争の隠ぺいといった状況が、ツェツェン・ハン部を乾隆46(1781)年の盟界画定の対象地域外へと導いた大きな要因であること、③バトラによる西3盟間の盟界画定と同時に、東部2盟内部でも盟界画定の交渉は水面下で行われていたことがわかった。

次いで、西部3盟の盟界画定状況と比較検討しながら、ツェツェン・ハン部とトシェート・ハン部が接する盟界の画定経緯を検証した結果、以下の知見が得られた。①乾隆46年に始まった東部2盟間の牧地紛争、盟界画定問題は、シレー・ノール会盟でツェツェン・ハン部に取り込まれたトシェート・ハン部の牧地返還が焦点となり、盟長→北京の理藩院→盟長→理藩院派遣の人物といった処理過程で最終的に解決された。

②西3盟と同様に、乾隆55(1790)年にラワンドルジらの2人の在地モンゴル人王公によって東部2盟間の牧地境界が初めて画定され、両盟間の牧地紛争は収束した。その過程で主としてシレー・ノール会盟時の画定地域が再分配され、より詳細に画定されていくが、その係争地はトシェート・ハン部へと返還され、中旗とその接する旗を除く諸旗間における新たな牧地境界として計77対のオボーが設置された。かくして、従来の研究における西3盟の盟界画定に、本研究で考察した東部2盟の盟界画定過程を加えることによって、外モンゴル4盟の盟界画定事業は概ね乾隆55(1790)年によく終了したことが明らかとなった。また、ラワンドルジらの派遣から、清朝皇帝と権限回収後の定辺左副將軍一家との深い繋がりやツェレン一家の政治的影響力を垣間見ることが出来る。加えて、東部2盟の盟界画定過程は西3盟の盟界画定とほぼ同様の経緯を辿っており、その延長線上に形成されたものだと指摘できる。

③西3盟間においてはすべての牧地境界が画定されたのに対して、東部2盟の盟界画定は紛争当事者諸旗間の境界地域のみに限定されたのである。つまり、この盟、旗の境界画定が、当時の外モンゴル地域における牧地拡張・移動による牧地紛争の処理・終息のためであったがゆえに、紛争のない地域における牧地境界は画定されず、全体としても初期段階における牧地境界画定に留まったに過ぎない。拙稿2015で解明したトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗との間の牧地境界が道光27(1847)年になって最終的に画定されたことに加えて、本研究で明らかにした東2盟の盟界画定作業が同治4(1865)年まで続いたことを踏まえると、盟旗制度の一環として実施された盟や旗の境界画定事業には実に長い年月がかかっている、清末に差し掛かる頃まで、最終的な

境界がなかなか確定できなかったことが証明できたと言える。

これは、清朝の安定支配はさほど容易には外モンゴルで確立できなかったといった重要な意義を持つと考えられる。先行研究でしばしば言及される「清朝がモンゴル地域における盟や旗の境界画定によって完全な分割支配を実施していた」という清朝統治は、外モンゴル地域では清末の 50 年あまりのことに過ぎず、完全に施行された期間は意外に短かったと考えられる。従来指摘されてきた清朝の外モンゴル地域における統治体制の実状に対する再検討が求められるであろう。

一方、東部 2 盟の盟界画定に見られる当初のオボの不設置は、牧地決定権の一端を有するトシェート・ハン部盟長兼中旗旗長スンドゥブドルジの境界決定への不安感によるものだと推定できよう。これは、盟や旗の境界線を明確に画定してしまうという清朝の政策そのものが、広大な面積の草原を臨機応変に移動する必要のある外モンゴルの王公や遊牧民にとって容易に受け入れられるものではなく、そもそもモンゴルの伝統的な遊牧生活に適合しない政策であったという論点²に帰結すると考えられる。

(2) 前述した 2 つ目の研究目的の一端として、清代外モンゴルにおけるイフシャビ(外モンゴルの最高活仏の隷属民)の遊牧状況の実態解明といった課題に取り組んだ。具体的には、モンゴル国立中央文書館所蔵の公文書史料を利用して、咸豊 5 (1855) 年から光緒 7 (1881) 年にかけて外モンゴルのトシェート・ハン部中右末旗で発生した旗内の一般平民とイフシャビとの大規模な牧地紛争の事例を中心に上げ、その紛争処理の過程を丹念に検討した。その結果、以下のような知見が得られた。

①紛争の処理は、旗印務処やエルデニ・シャンゾドバ衙門の官員→盟長とエルデニ・シャンゾドバ→庫倫辦事大臣といった過程で行われた。このように、紛争処理は終始一貫して庫倫辦事大臣の指揮下で実施されており、庫倫辦事大臣は旗の平民とイフシャビとの遊牧に関する新しい規定を定める等、決定的な権力を有し、その役割を果たしていたことが確認できた。

②イフシャビの遊牧状況に関して言うと、下記の通りである。まず、嘉慶 10 (1805) 年のオトク名の登記について、トシェート・ハン部諸旗は各自の旗よりイフシャビとして進呈したオトクの名前だけに限定したことやエルデニ・シャンゾドバは各オトクの牧地を明確に示さなかったことといった双方間の隔たりが見られ、これが当該登記問題の不

徹底さを示したものと考えられる。このオトク名の登記は、あくまで牧地図編纂のために行われたものであり、イフシャビの遊牧形態を巡る規定等、例えば各旗の档冊に登録されていないイフシャビの遊牧を容認しないという明確な方針は決定されていない。このように、諸旗の牧地档冊にオトク名が登録されたか否かに関わらず、イフシャビは外モンゴル 4 盟の牧地で従来通りに自由に遊牧していた。

ところが、イフシャビの人口が嘉慶年間 (1796-1820 年) 以降に急増したことと、道光 (1821-1850 年)、咸豊 (1851-1861 年) 年間以降に盟旗の牧地境界が徐々に明確に画定されていったことによって、こうしたイフシャビの自由な遊牧権が揺らぎ始めたと考えられる。その現れとなるのが、本研究で代表例として取り上げたトシェート・ハン部左翼中旗の平民が、未登録のまま遊牧しているという嘉慶 10 年の実状を意図的に持ち出し、未登録のイフシャビを旗内からしめ出そうとして起こった双方間の牧地紛争である。この種の牧地紛争は、他旗にも広がった結果、外モンゴル全域を取り巻く情勢となり、旗内の牧地で平民とイフシャビとをいかに平穏に共存、遊牧させるかが、当時の外モンゴル社会が抱える喫緊の問題となった。

最終的に、増加した人口の分も含めて全てのイフシャビのオトクを、現在遊牧している各旗の牧地档冊に新たに登録せよという新規規定が、同治 4 (1865) 年に庫倫辦事大臣によって制定されたことがわかった。本規定を皮切りにして、イフシャビが主に分布する東部 2 盟のトシェート・ハン部とツェツェン・ハン部における全ての旗は、一定の抵抗感を示しながらも、最終的に各旗の牧地で遊牧しているイフシャビ全員を当該旗の牧地档冊に記入したことがわかった。このように、旗の一般平民と同様にイフシャビも、特定の旗の牧地のみで遊牧するように旗の牧地档冊に正式に登録され、その放牧地は基本的に特定の旗の枠内に制限された。すなわち、「外モンゴル最高の活仏たるジェブツンダンバ・ホトクトの隷属民であるイフシャビは、ハルハ 4 盟のどこで遊牧してもかまわない」と言われてきた自由な遊牧権を、嘉慶 10 (1805) 年から同治 4 (1865) 年にかけて徐々に喪失していったことが明らかとなった。従って、「イフシャビが常にハルハ 4 盟諸旗の牧地で自由に遊牧してきた」という従来の通説の持つ大きな限界を指摘しておきたい。

総じて言えば、本研究成果は現行の通説や理解等を正し、モンゴルの歴史研究に新たな知見・見解を加える等、学術的に貢献できる極めて重要な意義を有すると位置づけられる。

² 拙稿 2014-2015a、2015b 参照。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

朝魯孟格日勒、「Yeke šabi-yin nutuysil-i nutuy belčiger-ün marγuyan-ača ögülekü-ni — Manju-yin üy-e-yin Qalqa-daki Tüsiyetü Qan Ayimay-un dumdatu barayun aday qosiyun-u jšiy-e-ber—」、『CNEAS Reports』、査読無、14巻、2016、ページ数未定

[学会発表] (計1件)

朝魯孟格日勒、「清代外モンゴルのツェツェン・ハン部における盟界面定の経緯—牧地紛争に関する公文書史料を手掛かりに—」、第31回満族史研究会大会、2016.5.28、神戸大学六甲台第2キャンパス瀧川記念学術交流会館2階 (兵庫県)

6. 研究組織

(1)研究代表者

朝魯孟 格日勒 (CHAOLUMENG, Gerile)
神戸大学・大学院国際文化学研究科・協力
研究員
研究者番号：50759355

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：